

広島県告示第百三三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、呉市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、呉市長から届出があった。

平成二十一年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		欄		下	
町	字	地	番	町	欄
押込二丁目		三六八の一七八、三六八の三四六、三六八の三四七、三六八の三四八、三六八の三四九、三六八の三五〇、三六八の三五一、三六八の三五二、三六八の三五三、三六八の三五四、三六八の三五五、三六八の三五六、三六八の三五七、三六八の三五八、三六八の三五九、三六八の三六〇、三六八の三六一、三六八の三六二、三六八の三六三、三九〇の一、三九〇の三、三九〇の五、三九〇の六、三九〇の七、三九〇の八、三九〇の九、三九〇の一〇、三九〇の一、三九〇の一四、三九〇の一五、三九〇の一六、三九〇の一七、三九〇の一八、三九〇の一九、三九〇の二〇、三九〇の二一、三九〇の二二			押込二丁目
押込西平町		九の一、九の二、九の八、一三四、一四九、一五〇の一、一五〇の二、一五〇の三、一五〇の四、一五〇の五、一五〇の六、一五〇の七、一五〇の八、一五〇の九、一五〇の一〇、一五〇の一、一五〇の一二、一五〇の一三、一五〇の一四			
押込町	西平	三八九の一、三八九の二、三八九の三、三八九の四、三八九の五、三九七の一、三九七の二、三九七の三、三九七の四、三九七の五、三九七の六、三九七の七、三九七の八、三九七の九、三九七の一〇			